

(株) 神垣組 安全協議会
「神栄会」会則

昭和36年 2月28日 創立
((株) 神垣組・神栄会)

2025年 7月 4日 創設
((株) 神垣組 安全協議会「神栄会」)

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

本会は、(株) 神垣組 安全協議会 神栄会 と称する。
(以下、「神栄会」と表記する)

第 2 条 (事務所の所在地)

「神栄会」の事務所は、株式会社神垣組 (以下、(株) 神垣組と表記する)
本社内 (呉市広文化町 1 番 3 2 号) に置く。

第 3 条 (目的)

「神栄会」は人命尊重を基本理念とし、(株) 神垣組が管理監督する工事現場において発生しうる事故・災害を未然に防止し、良質な生産物を築き、会員の事業繁栄を目指すために、生産活動に従事する者の「安全」「健康」の維持と意識向上を図ることを目的とする。

第 4 条 (実施事項)

- (1) 安全災害防止の研究と促進
- (2) 労働法令やその他安全衛生に関する研修
- (3) 定期的な作業所のパトロール
- (4) 優良会員および優良従業員に対する表彰
- (5) 作業環境の調査および整備の実施
- (6) 労災互助金の支給による相互扶助の実施
- (7) 安全大会・新年互例会の実施および親睦の場の提供
- (8) 定時総会の実施
- (9) その他本会の目的を達するために必要な事項

第 2 章 会 員

第 5 条 (会員資格)

本会は以下に該当するもので構成する

- (1) (株) 神垣組およびその工事に関わりがあり、現場への入退場にあたり安全に留意が必要かつ会費の支払がある資機材納入業者および協力業者 (直接に限る)

※安全に留意・・・材料等の搬入においては、現場へ立ち入る場合や大がかり (機械・機器・大人数での搬入) になる場合はこれに該当するものとする。

(2) その他特に必要と認める関係者

第6条 (入会および退会)

(1) (株) 神垣組と取引関係が成立するのをもって自動的に会員となる。

(2) (株) 神垣組との取引関係停止または工事完了後10カ月以上、次の取引がない場合(役員会員をのぞく)をもって自動的に退会扱いとなる。

(3) ただし、本会が開催する事業およびイベントに関しては、前年度会員までを対象とし、退会後であっても参加資格をもつものとする。

第3章 役員

第7条 (構成)

本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 幹事 2名(内 (株) 神垣組従業員1名)

(4) 監査 2名

(5) 理事 5名以上8名以下(内 (株) 神垣組従業員1名)

(1)～(4)を総称して執行役員という。

第8条 (職務)

役員職務は次の通りとする。

(1) 会長は本会を代表し、この会則に基づいて会務を統轄する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときには職務を代行する。

(3) 幹事は本会の事務および会計を統括する。

(4) 監査は本会事務局の会計監査を行う。

(5) 役員は理事会を組織し、以下のことを遂行する。

ア) 役員会で協議決定した事項の意志決定

イ) 運営方針・運営内容についての助言および問題提起

ウ) その他必要に応じた報告および提案

(6) 執行役員は役員会を組織し、以下のことを遂行する。

ア) 会務の遂行上必要な事項

イ) 会員総合に付随する事項

ウ) 会長が必要と認めた事項

第9条 (選出)

1. 役員は会員の中から自薦・他薦とし、現役員の承認および定時総会で承認され決定する。
2. 執行役員は、役員による互選により選出し、定時総会にて承認され決定する。
3. 役員および執行役員の任期は2年間とし、重任は妨げない。また、役員の兼務についてはこれを禁ずる。

第10条 (欠員)

役員に欠員が生じた場合は、会員の中から指名し、理事会の承認をもって決定して補充する。その任期は前任者の残任期間とする。ただし、第7条に定めた人数を下回らない場合は、補充の有無は役員会に委ねるものとする。

第4章 会議

第11条 (定時総会)

対象者は本会の全会員とする。また、必要に応じて会長は臨時総会を招集できる。定時総会は年1回7月に開催し、次の事項を付議する。

- (1) 前期間における会務の報告および今期の行事予定
- (2) 会計収支報告および予算
- (3) 役員および執行役員の選出(2年おき)
- (4) 会則変更(変更がある場合)
- (5) その他必要事項

第12条 (理事会)

対象者は本会の役員とする。

理事会は年1回7月に開催し、次の事項を審議する。また、必要に応じて会長は臨時理事会を招集できる。

- (1) 会務遂行についての事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 本会が実施する事業に関する事項
- (4) その他役員及び会員より提案があった事項

第13条 (役員会)

対象者は本会の執行役員とする。

役員会は年4回定期に開催し、次の事項を協議する。また、必要に応じて会長は臨時役

員会を招集できる

- (1) 会務遂行についての事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 本会が実施する事業に関する事項
- (4) その他役員及び会員より提案があった事項

第14条 (会議の成立)

会議は会議構成員の過半数によって成立し、議決または承認は出席者（委任状提出者を含む）の過半数で決する。会議の議長は会長がこれにあたる。

また、議決または承認は書面によっても可能とする。

第 5 章 会 費

第15条 (会費)

本会の運営に必要な費用は、安全協議会費をもってこれにあたる。

会費が不足した場合は、(株)神垣組からの貸付金もしくは支援金をもってこれにあたる。

第16条 (料率)

会費は毎月の支払日に(株)神垣組の請求金額(支払対象金額)のうち、消費税および地方消費税を控除したものに対して、以下の条件に適した料率を乗じた額とする。(小数点以下は切り捨て)

- (1) 1現場1か月の請求金額が、税抜50,000円以上
- (2) 安全協議会一般会員：4/1000
- (3) 安全協議会役員会員：1.5/1000

第17条 (徴収)

会費は、請求支払金額からの相殺をもって徴収する。

ただし、注文書の発行がある場合については、最初の請求時に発注金額全額に対する会費を一括徴収する。注文書金額に増減が発生した場合は、その都度、徴収返金するものとする。

第18条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

会計の収支は、定時総会で報告するものとする。

第 6 章 互 助 会

第 19 条 (互助会)

本会は会員の従業員に対する労働災害の互助金支給のため、労災上積保険（(一社) 全国建設業労災互助会）に加入し、その支払原資にあてるものとする。

第 20 条 (互助金)

本会会員の従業員が（株）神垣組の工事現場で労働災害および通勤災害に遭遇した場合に、本会が加入している（一社）全国建設業労災互助会より次の互助金を支給する。ただし、政府労災保険未加入者、労働者災害補償保険法の認定を受けない場合は対象外とする。

< 給付額（被災者 1 名につき） >

死亡	3, 200 万円
障害 1・2・3 級	4, 800 万円
障害 4 級	2, 800 万円
障害 5 級	2, 400 万円
障害 6 級	2, 000 万円
障害 7 級	1, 600 万円
障害 8・9・10 級	支給なし

< 入院見舞金（被災者 1 名につき） >

5 日以上 20 日未満の入院	5 万円
20 日以上の入院	10 万円

第 7 章 附 則

第 21 条 (附則)

本会則は、2025 年 7 月 4 日に明示し施行する。

以上

明示：2025 年 7 月 4 日